

議案第43号

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のよ
うに改正しようとする。

令和6年6月10日提出

天理市長 並 河 健

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月
天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用
事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をい
う。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用
事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個
人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個
人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。